

## 養育費に関する相談会の実施について

## 1 主旨

平成27年8月に開催された国の「子どもの貧困対策会議（第3回）」において、「養育費の相談支援の強化」について言及されている。課題として養育費の取り決めが適切になされるよう、離婚当事者に対して離婚前に周知啓発や相談支援を行うことが必要であることが挙げられている。

区においても、養育費の取り決めが適切になされるよう、当事者に対して相談会を実施する。

## 2 現状

養育費について、受けたことが無いとする人の割合は、全国(全国母子世帯等調査(平成23年度))では約6割、区(第2期子ども計画策定時アンケート(平成25年度))においては若干高く約7割となっている。

また、各総合支所で実施している家庭相談事業においては、離婚関係の相談の割合が高く、さらに、ひとり親家庭の中には、平日の相談にお越しいただくことが難しい方々もいる。

これらの状況を鑑み、離婚後の子どもの権利を守る視点から、養育費の相談会を実施し、養育費の確保の支援を実施する。

## 3 実施概要

(1)回数：年間9回

平成28年4月～6月は準備期間、7月から月1回実施

(2)時間：2時間程度(土曜日または日曜日に開催)

(3)会場：区立施設

(4)相談会の内容(ひととき保育有り)

養育費について(1時間)

(例)子どものために親ができること、家庭相談の紹介、質疑等

個別相談会(1時間)

5名の相談員が個々の相談に応じる

(5)講師：世田谷区家庭相談員と同等の資格を有する者

(養育費相談支援センター相談員など)

## 4 経費概算(調整中)

歳出：1,031千円

歳入：773千円

東京都「ひとり親家庭等生活向上事業補助金」補助率：3/4